

22. 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）

目的・概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

また、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に対する交付金である。

- **対象者** : 市町村又は協議会
- **対象事業** : 都市再生整備計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象
 - ・ 地域生活基盤施設（多目的広場等）、高質空間形成施設、高次都市施設（地域交流センター等）、既存建造物活用事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業、修景施設、道路、公園 等
 - ・ 地域優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業 等
 - ・ 市町村の提案に基づく事業
 - ・ 各種調査や社会実験等のソフト事業
- **交付要件** : 地域の特性を踏まえ、創意工夫を活かして都市の再生に必要な事業を重点的に行うため、まちづくりの目標・目標を定量化する指標・目標達成のために実施する事業等を記載した都市再生整備計画を作成した事業に交付。
- **補助金額・補助率等** : 概ね4割程度（一定の算定方法による）
- **手続き等** : 社会資本整備総合交付金の手続きに準じる。

■まちづくりのイメージ

都市再生整備計画事業では、市町村が目標や指標について自由に設定し、目標達成のために各種事業を実施することができます。



事例

歴史・文化を活かしたまちづくり

事業例

- 歴史的景観の整備
- 歴史的建造物を活用した各種交流施設整備
- 電線類の地中化 等



観光資源を活かしたまちづくり

事業例

- 観光交流センターの整備
- 観光ボランティアガイドの充実支援 等



にぎわいと活力のあるまちづくり

事業例

- モール化（歩行者ネットワーク軸）の整備
- 多目的広場の整備
- にぎわい創出イベントの支援 等



○問い合わせ・申請先 近畿地方整備局 建政部 都市整備課 都市再生係
電話 06-6942-1076